

公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団
新型コロナウイルス感染症対策基本ガイドライン

[令和2年6月1日制定・令和3年10月25日・令和4年3月22日改定]

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、三鷹市が定めた「三鷹市内の公共施設利用の基本ルール」に基づき、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団の管理運営施設の利用者に対する共通の「基本ガイドライン」を次のとおり定めました。施設ごとに個別に定めた「個別ガイドライン」とともに、遵守をお願いいたします。

基本ガイドライン

1 マスクの着用

来場者全員にマスクの着用をお願いしています。

2 37.5度以上の発熱時や体調不良時の来場自粛と体温計測

- (1) 37.5度以上の発熱や体調不良がある場合は、来場を自粛するようお願いしています。
- (2) 非接触型体温計により、来場者全員の体温計測をお願いしています。

3 手指消毒の励行

来場者全員に手指消毒剤による手指消毒の励行をお願いしています。

4 氏名・連絡先の把握（クラスター対策）

来場者全員の氏名と連絡先の把握をお願いしています（1か月間厳重保管）。
※万一感染者が確認された場合は、保健所等に情報提供します。

5 飲食の原則禁止

施設内での飲食は、水分補給を除き、原則禁止しています。
※活動中に施設内で食事を取る場合には、施設によりスペースを限定し、会話を控えることを前提に飲食を認めています。

6 身体的距離の確保

来場者全員に人と人との身体的距離を1メートル以上確保するようお願いしています。

※このガイドラインを遵守しない場合は、施設使用をお断りすることがあります。
※このガイドラインは、社会状況に応じ、適宜、内容を変更することがあります。